

市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則（平成17年東近江市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和2年3月24日

東近江市議会議長

西 崎 彰 様

提出者

東近江市議会

議会運営委員会委員長 市 木 徹

会議案第1号

市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

市長の専決処分事項の指定について（平成17年2月16日議決）の一部を次のように改正する。

令和2年3月24日提出

東近江市議会

議会運営委員会委員長 市 木 徹

第4項中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この議案は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、市長の専決処分事項の指定について（平成17年2月16日議決）についても一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。